(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和6年6月17日

千葉県知事

熊谷 俊人 殿

提出者 276-0022

住 所 千葉県八千代市上高野1807-4

法人名 タカラスタンダード株式会社 関東工 場 工場長

代表者 肥塚 弘一

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 047-482-7171

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量 その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

	事業場の名称	タカラスタンダード株式会社	関東第二工場			
事業場の所在地		千葉県八千代市上高野1979-3				
計画期間		令和6年4月1日	から	令和7年3月31日		
当該	当該事業場において現に行っている事業に関する事項					
	①事業の種類	大分類: 製造業	中分類:	化学工業		
	②事業の規模	前年度製品出荷額:85.1億円				
③従業員数		330人(正社員176人、常勤関係	職員154人)			
	④特別管理産業廃棄 物の一連の処理の工 程	別紙(処理工程)				

(日本産業規格 A列4番)

特別	特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項						
	(管理体制図) 別紙(管理体制)						
特別	- 1 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項						
	【前年度(令和5年度)実績】						
		特別管理産業廃棄物の種類	廃油(ジクロロメタン)				
	①現状	排出量	352.3 t	t			
		(これまでに実施した取組) 使用の殆どは、タンクから被洗浄容器、洗浄後の廃液タンクと密閉した状態で使用。出来る限り蒸発を少なくするよう対策済みである。廃油は産廃処理業者により、蒸留再生された物を、購入している。					
	②計画	【目標】					
		特別管理産業廃棄物の種類	廃油(ジクロロメタン)				
		排出量	350 t	t			
		(今後実施する予定の取組) ・洗浄1回に対する使用量の削減実施。更に検討中。 ・根本的にジクロロメタンの代替品を検討中					
特別	特別管理産業廃棄物の分別に関する事項						
	①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃油(ジクロロメタン)分別済み					
(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関すなし ②計画			分別に関する取組)				

自ら	自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項						
	【前年度(令和5年度)実績】						
		特別管理産業廃棄物の種類	廃油(ジクロロメタン)				
		自ら再生利用を行った特別管理 産業廃棄物の量	0 t	t			
	①現状	(これまでに実施した取組)					
	②計画	 【目標】					
		特別管理産業廃棄物の種類	廃油(ジクロロメタン)				
		自ら再生利用を行う特別管理産 業廃棄物の量	0 t	t			
		(今後実施する予定の取組)					
4.3							
	ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項 						
		1【美压库(各轭压压库)安结	: 1				
		【前年度(令和5年度)実績					
		特別管理産業廃棄物の種類	廃油(ジクロロメタン)				
		特別管理産業廃棄物の種類 自ら熱回収を行った特別管理産 業廃棄物の量	廃油(ジクロロメタン) 0 t	t			
	①現状	特別管理産業廃棄物の種類 自ら熱回収を行った特別管理産 業廃棄物の量 自ら中間処理により減量した特 別管理産業廃棄物の量	廃油(ジクロロメタン)	t t			
	①現状	特別管理産業廃棄物の種類 自ら熱回収を行った特別管理産 業廃棄物の量 自ら中間処理により減量した特	廃油(ジクロロメタン) 0 t				
	①現状	特別管理産業廃棄物の種類 自ら熱回収を行った特別管理産 業廃棄物の量 自ら中間処理により減量した特 別管理産業廃棄物の量	廃油(ジクロロメタン) 0 t				
	①現状	特別管理産業廃棄物の種類 自ら熱回収を行った特別管理産 業廃棄物の量 自ら中間処理により減量した特 別管理産業廃棄物の量	廃油(ジクロロメタン) 0 t				
	①現状	特別管理産業廃棄物の種類 自ら熱回収を行った特別管理産 業廃棄物の量 自ら中間処理により減量した特 別管理産業廃棄物の量	廃油(ジクロロメタン) 0 t				
	①現状	特別管理産業廃棄物の種類 自ら熱回収を行った特別管理産 業廃棄物の量 自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量 (これまでに実施した取組) 【目標】 特別管理産業廃棄物の種類	廃油(ジクロロメタン) 0 t				
	①現状	特別管理産業廃棄物の種類 自ら熱回収を行った特別管理産 業廃棄物の量 自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量 (これまでに実施した取組) 【目標】 特別管理産業廃棄物の種類 自ら熱回収を行う特別管理産業 廃棄物の量	廃油(ジクロロメタン) 0 t 0 t				
	①現状 ②計画	特別管理産業廃棄物の種類 自ら熱回収を行った特別管理産 業廃棄物の量 自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量 (これまでに実施した取組) 【目標】 特別管理産業廃棄物の種類 自ら熱回収を行う特別管理産業	廃油(ジクロロメタン) 0 t 0 t Rai(ジクロロメタン)	t			
		特別管理産業廃棄物の種類 自ら熱回収を行った特別管理産 業廃棄物の量 自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量 (これまでに実施した取組) 【目標】 特別管理産業廃棄物の種類 自ら熱回収を行う特別管理産業 廃棄物の量	廃油(ジクロロメタン)0 t0 t廃油(ジクロロメタン)0 t	t			
		特別管理産業廃棄物の種類 自ら熱回収を行った特別管理産 業廃棄物の量 自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量 (これまでに実施した取組) 【目標】 特別管理産業廃棄物の種類 自ら熱回収を行う特別管理産業 廃棄物の量 自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	廃油(ジクロロメタン)0 t0 t廃油(ジクロロメタン)0 t	t			
		特別管理産業廃棄物の種類 自ら熱回収を行った特別管理産 業廃棄物の量 自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量 (これまでに実施した取組) 【目標】 特別管理産業廃棄物の種類 自ら熱回収を行う特別管理産業 廃棄物の量 自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	廃油(ジクロロメタン)0 t0 t廃油(ジクロロメタン)0 t	t			

		- m/			
自ら行う特別管理	里産業廃棄物の埋立処分に関する 事	事項			
]				
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油(ジクロロメタン)			
	自ら埋立処分を行った特別管理 産業廃棄物の量	0 t	t		
①現状	(これまでに実施した取組)	•			
	【目標】				
	特別管理産業廃棄物の種 類	廃油(ジクロロメタン)			
	自ら埋立処分行う特別管理産業 廃棄物の量	0 t	t		
②計画	(今後実施する予定の取組)	•			
特別管理産業廃棄	別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
	【前年度(令和5年度)実績]			
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油(ジクロロメタン)			
	全処理委託量	352. 3 t	t		
	優良認定処理業者への処理 委託量	352. 3 t	t		
	再生利用業者への処理委託 量	352. 3 t	t		
①現状	認定熱回収業者への処理委 託量	t	t		
	認定熱回収業者以外の熱回 収を行う業者への処理委託 量	t	t		
	(これまでに実施した取組)	•			
	・リサイクル業者に再生処理	里を委託している。			
	・特別管理産業廃棄物ではた	い代替品を検討している。			

(第5面)

	(>1)			
	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油(ジクロロメタン)		
	全処理委託量	350 t	t	
	優良認定処理業者への処理 委託量	350 t	t	
	再生利用業者への処理委託 量	350 t	t	
②計画	認定熱回収業者への処理委 託量	t	t	
	認定熱回収業者以外の熱回 収を行う業者への処理委託 量	t	t	
	(今後実施する予定の取組) ・リサイクル業者に再生処理を委託している。 ・特別管理産業廃棄物ではない代替品の検討。 ・一回の洗浄に使用する量を少なくする。			
	【前年度(令和5年度)実績】			
	特別管理産業) (ポリ塩化ビフェニ	352.3 t		
電子情報処理組織の 使用に関する事項	(今後実施する予定の取組等)			
	2020年4月より実施開始済み			
※事務処理欄				

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入する
- (1)①欄には、
- (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。 (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績) 、建設業の場合における元請 完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ 事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること
- (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了 するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入するこ
- 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、 目標及び取組を記入すること。
- 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入するこ
- 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用の認定者、認定整旦な扱いのでは、2012年度の2012年度を2012年度の2012年度を2012年度の2012年度の2012年度の2012年度を2012年度を2012年度の2012年度 る法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定 熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実 績、目標及び取組を記入すること。
- 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生 量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関 する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。) について記入 すること。
- それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙の とおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理 産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入 し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべ き事項がないときは、「一」を記入すること。

天板・シンク製造工程

材料容器洗浄

↓
使用済ジクロロメタン回収
↓
再生処理業者へ再生依頼
↓
再生 → 再生品を購入

